

[事案 27-295] 解約無効請求

・平成 28 年 8 月 10 日 裁定打切り

<事案の概要>

2 件の学資保険の解約は元配偶者が無断で行ったものであることを理由に、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、学資保険の解約は無効であり、取り消してほしい。

- (1)平成 14 年 6 月および平成 19 年 2 月に契約した学資保険について、平成 25 年 8 月および同年 4 月にそれぞれ解約されたが、解約請求書の契約者欄の署名は申立人自身が行ったものではない。
- (2)解約手続は、元配偶者が無断で行ったものであり、保険会社は、解約について契約者の意思確認を怠った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、解約は有効であり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込書の契約者欄の筆跡と解約請求書の契約者欄の筆跡は同一である。
- (2)募集人は、解約に関する申立人の意思確認を行っており、解約返戻金は、契約者である申立人名義の銀行口座に支払っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社の対応に不十分な点があったかどうかなど解約手続時の状況を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1)申立人の主張によると、解約手続には、申立人の元配偶者が関与していたことが認められる。ただし、解約時から現在に至るまでの事情を考慮すると、申立人の意思にもとづいて手続が行われた可能性も否定できず、申立人から元配偶者に対する権限付与の有無等について、元配偶者の事情聴取が不可欠であり、協力を求めたが、これを実施できなかった。
- (2)解約請求書の契約者欄の筆跡が誰のものかが重要な争点になると考えられ、この点を明らかにするには、筆跡鑑定が必要である。
- (3)仮に申立人の主張が認められた場合には、元配偶者は、保険会社より責任を追及される立場にあることから、本裁定の結果に重大な利害関係を有しているといえる。